

1-3 海運企業の財務・経理事項への対応

1-3-1 国際会計基準(IFRS)に関する当協会対応について

金融庁は、平成 24(2012)年中に国際会計基準(IFRS)について強制適用の是非・範囲を決定する予定であり、一定の準備期間(平成 23(2011)年 6 月 30 日企業会計審議会での自見金融担当大臣発言で、5~7 年の準備期間)を経て、上場企業(有価証券報告書提出会社)の連結決算を対象に強制適用となる可能性がある。

当協会は IFRS の内容の正確な把握および国際会計基準審議会(IASB)等関係機関の動向についての情報収集や、リース会計等海運企業として留意すべき事項の考え方の整理等を行うべく、平成 22(2010)年 5 月に IFRS 勉強会を設置した。

同勉強会は、平成 23(2011)年 3 月までに計 11 回の会議を行い、海運業会計への影響が懸念されるリース、収益認識、機能通貨、有形固定資産などについての考え方を整理し、以下の通り関係機関へ意見書を提出した。

(1) IASB 公開草案「新リース会計」公開草案に対する意見書

リース会計の見直しに関しては、平成 22(2010)年 8 月 17 日に IASB と米国財務会計基準審議会(FASB)が「新リース会計」公開草案を発表した。これによると、これまでのリースの概念であるファイナンスリースとオペレーティングリースの区別を無くして資産計上し、リースに該当するかは「使用権の移転」等の基準を以って判断される。このため当協会は、定期傭船契約は船舶のリースを含まないものとして会計処理されるべきで、それが最も経営実態を適切に表すものであることを内容とする意見書を平成 22(2010)年 12 月 15 日に IASB に提出した(【資料 1-3-1-1】)。

その後、平成 23(2011)年 4 月に開催された IASB 理事会において、IASB プロジェクト『リース』の定義に関する仮決定が公表され、関連する資料や関係者からの情報を総合によると定期傭船はサービスではなくリースとなる可能性が高くなった。

このため、当協会(IFRS 勉強会)は、6 月上旬に IASB 本部および国際海運集会所(ICS)を訪問し、当協会がこれまでに主張してきた定期傭船はサービス契約であること等について説明を行った。これを受け ICS では、新リース会計に関する問題点について当協会 IFRS 勉強会と調整を行い、当協会の考えを反映した ICS ポジションペーパーを 7 月 11 日付で IASB 理事会議長宛に提出している。

当協会をはじめ多くの関係者より新リース会計に関する意見が相次いだことなどから、IASB は、新リース会計基準化スケジュールについて、当初本年 6 月末までに最終基準化とする予定を延期することが明らかになった。本年秋口に公開草案が再公表される見込みとなり、最終基準化のターゲットは平成 24 (2012)年上半期(6 月末まで)とされることとなった。

(2) IASB 公開草案「収益認識」公開草案に対する意見書

平成 22(2010)年 6 月 24 日に IASB と FASB が「収益認識」について公開草案を発表したため、当協会は、平成 22(2010)年 10 月 22 日に次の内容を骨子とする意見書を IASB に提出した

(【資料 1-3-1-2】)。

- ① 草案は、財やサービスに対する支配の移転をもって履行義務が充足され、収益が認識されるとの考え方を示しているが、支配の移転に関する判定実務指針が、海運業等のサービス業に関しては明確でない。サービスについて明確な判断ができるよう追加的な指針或いは例示が必要である。
- ② 収益認識の履行義務の充足判断においては、サービスを受ける側の視点で収益を認識すべきことが前提となっているが、サービスを提供する側の視点(マネージメント上の収益や利益の管理単位)に立たないと、経営の実態を正しく表せないことがある。海運業においては、航海単位で収益・費用を認識しており、その方法が、最も適切に経営実態を表す。

1.3.2 国際会計基準(IFRS)に関する当協会提言について

当協会は、EUをはじめ諸外国で採用されているIFRSをわが国の上場企業の連結財務諸表の作成基準とすることの政策的意義は認識しつつも、IFRSの導入方法、時期については慎重に検討すべきであること、また一部の業種に著しい負担を強いる可能性があることなどから、

- ①連結財務諸表へのIFRSの適用は任意適用にすべきこと、
- ②強制適用開始時期に関する現在の想定スケジュールを白紙に戻すべきこと、
- ③コンバージェンスの進め方には慎重になるべきこと、

を内容とする意見書「IFRS適用に関する提言」をとりまとめ、2011年7月11日～14日にかけて当協会五十嵐副会長から金融庁(三國谷長官)、日本経団連(阿部経済基盤本部長)、企業会計基準委員会(ASBJ 西川委員長)に提出した(【資料1-3-2-1】)。

同提言については、2011年3月の定例理事会にて承認された内容から、連結財務諸表へのIFRSの適用は任意適用が望ましいこと等をはじめとした提言の骨子は変更されていないが、4月以降に提出先との面談を重ねてきた中で、一部表現等を修正している。

また、本件に関連し、IFRS導入を巡り、米国証券取引委員会(SEC)における慎重姿勢をはじめ、連合「2012年度 連合の重点政策(2011.6発表)」におけるIFRS強制適用見送り方針、さらに多くの産業界からの意見などが相次いだことなどから、自見庄三郎郵政・金融担当大臣は、6月21日に2015年3月期の強制適用は考えていない旨、閣僚後の記者会見において発言された。その上で強制適用を判断した場合でもその決定から5～7年の準備期間を設定するとし、強制適用の時期は実質的に延期される見通しとなった。

1.3.3 国際会計基準(IFRS)に関するセミナーの開催

また、監査法人から講師を招き、平成23(2011)年3月10日に海運ビルにおいてIFRSに関する、わが国海運業会計への影響についてのセミナーを開催した。セミナーには、当協会会員をはじめ関係者約200名が参加した。

1.3.4 海運先進 18 カ国当局間会議(CSG 会議)

2011年6月23日、24日にベルギー・ブラッセルにおいて海運先進 18 カ国当局間会議(CSG 会議: Consultative Shipping Group)が開催され、わが国からは国土交通省福本海事局次長他が出席した。同会議において、韓国政府よりIFRS「新リース会計」への対応に関する提案があった。

同提案は、定期傭船がリースとして扱われることの問題点および海運業界への影響について、CSG 会議がIASB に対して意見表明すべきこととしている。審議の結果、同提案の扱いは、議長国であるデンマーク政府が引き取り、意見書の案文作成も含めた今後の対応について CSG 各国政府と調整を行うこととなった。

しかし、その後 CSG 事務局(デンマーク政府)より、基準化スケジュールの延期に関するIASB 発表などを踏まえ、意見書提出を延期する旨、各国政府宛に連絡が行われた。